

宮崎県土地利用基本計画(計画図)の変更案について

(目次)

1	宮崎県の五地域区分面積	1 ページ
2	変更内容一覧表	1 ページ
3	変更位置図	3 ページ
4	変更状況図	4 ページ
5	変更区域図	8 ページ
	(補足) 森林地域の縮小案件の取扱いについて	10 ページ
	(補足) 林地開発許可制度について	11 ページ

1 宮崎県の五地域区分面積

(単位:ha、%)

	現行計画の面積 (R6.3)		変更面積			変更後の計画面積	
			拡大	縮小	差引		
都市地域	88,747	11.5%				88,747	11.5%
農業地域	306,922	39.7%				306,922	39.7%
森林地域	591,634	76.5%		9.8	-9.8	591,624	76.5%
自然公園地域	95,842	12.4%				95,842	12.4%
自然保全地域	192	0.0%				192	0.0%
五地域計	1,083,337	140.1%		9.8	-9.8	1,083,327	140.1%
白地地域(※1)	6,556	0.8%	1.2		1.2	6,557	0.8%
県土面積	773,416	100.0%				773,416	100.0%

(注) 1. 県土面積は、令和6年7月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。
2. 五地域区分の面積は土地利用基本計画図上で計測したものである。

今回は、宮崎県土地利用基本計画における**計画図**の一部を変更します。

2 変更内容一覧表

○ 宮崎県土地利用基本計画図の変更案(3件)

整理番号	変更案件名	拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	変更を必要とする理由	区域図 (ページ)
1	日南森林地域1		1.4	他用途への転用により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。(畜産施設(鶏舎)用地の造成)	7
2	串間森林地域1	1.2	1.8	他用途への転用により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。(原木土場の造成)	8
3	串間森林地域2		6.6	他用途への転用により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。(太陽光発電施設の造成)	9
合計		1.2	9.8		

○ 変更案件所在地

変更地域	所在地	所在地周辺の情報
日南森林地域1	日南市大字酒谷字中山甲3332番地1 他	<ul style="list-style-type: none"> ・酒谷キャンプ場から北へ0.3km ・小布瀬の滝から北東へ0.5km ・道の駅酒谷から西へ1.4km ・日南ダムから西へ2.0km
串間森林地域1	串間市大字奈留字北之股202番地5 他	<ul style="list-style-type: none"> ・榎原神社から西へ2.0km ・JR榎原駅から西へ2.0km
串間森林地域2	串間市大字本城字上代田8775番地57 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本城小学校から北西へ0.5km ・日南串間ゴルフコースから東へ0.5km ・JR串間駅から南東へ3.8km

○ 個別規制法(森林法)との関連

変更地域	個別規制法(森林法)の措置の予定	個別規制法の調整状況
日南森林地域1	広渡川地域森林計画の樹立 (令和7年4月予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・林地開発許可日:令和2年12月25日 ・開発行為完了確認調査日:令和3年8月23日 ・森林審議会に諮問:令和6年12月16日 ・林野庁同意:令和6年12月20日
串間森林地域1		<ul style="list-style-type: none"> ・林地開発許可日:平成31年4月10日 ・開発行為完了確認調査日:令和3年4月7日 ・森林審議会に諮問:令和6年12月16日 ・林野庁同意:令和6年12月20日
串間森林地域2		<ul style="list-style-type: none"> ・林地開発許可日:平成29年3月2日 ・開発行為完了確認調査日:令和4年3月25日 ・森林審議会に諮問:令和6年12月16日 ・林野庁同意:令和6年12月20日

本変更案件は、すでに開発が実行され、完了確認も終えております。
そのため、個別案件の是非ではなく、その後の当該土地及び周辺土地の利用調整等についてご審議いただきたく存じます。

【参考】

※1 白地地域

土地利用基本計画の計画図において、五地域（都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域）のいずれにも指定されない地域。

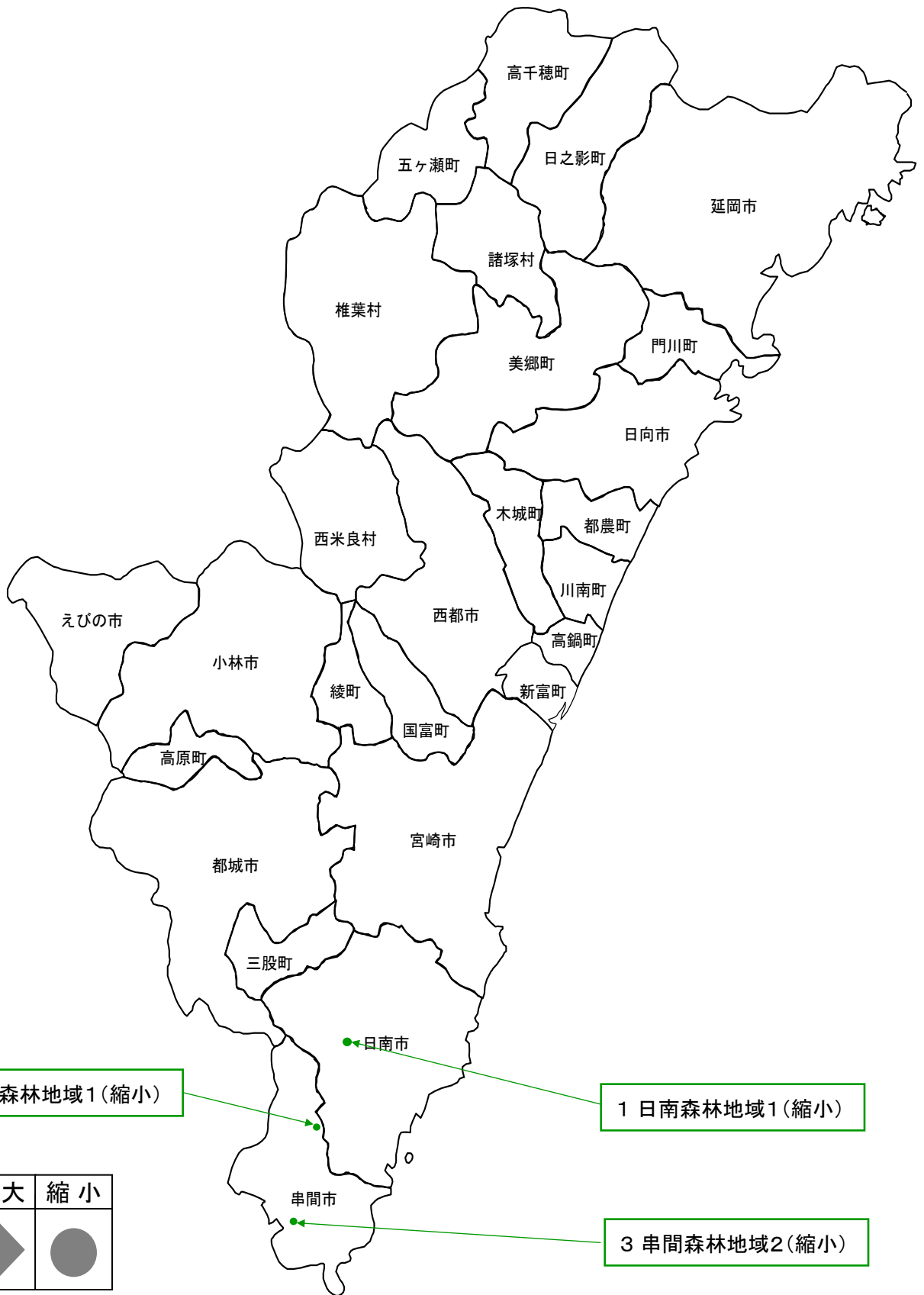
森林地域の縮小に伴い、五地域のいずれにも指定されない白地地域が拡大する。

白地地域について、宮崎県土地利用基本計画の計画書（p.7）においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して、適正な土地利用を図るとしている。

※2 原木土場

伐採した原木を一時的に置く場所

3 変更位置図



4 変更状況図

【整理番号1】日南森林地域1（広渡川地域森林計画区）縮小



現況写真（鶏舎施設）

【整理番号2】串間森林地域1（広渡川地域森林計画区）縮小



串間森林地域1



開発行為完了確認調査後の写真
(原木土場)

国土地理院ウェブサイト (https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.ht

【整理番号 3】 串間森林地域 2（広渡川地域森林計画区）縮小



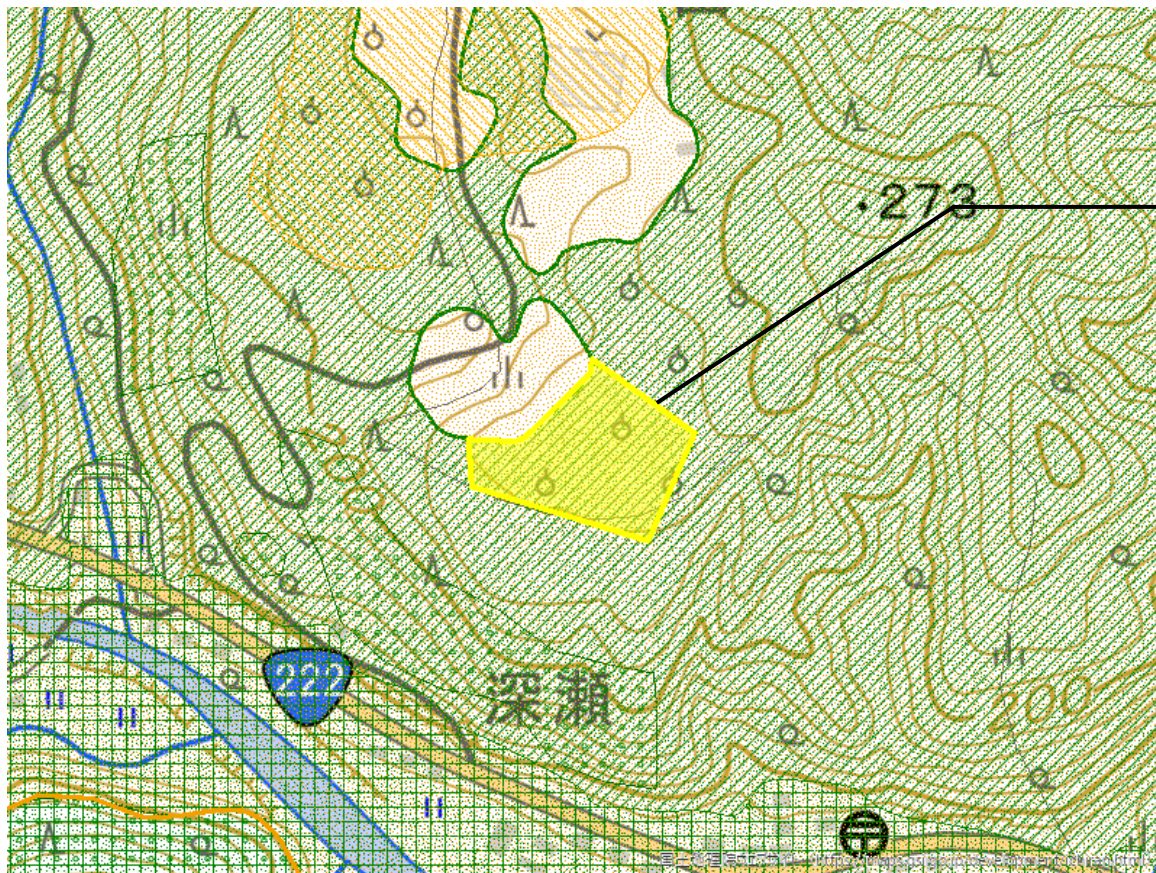
串間森林地域2



開発行為完了確認調査後の写真
(太陽光発電施設)

5 変更区域図

【整理番号 1】日南森林地域 1（広渡川地域森林計画区）縮小



※黄色枠線内の森林地域を縮小する

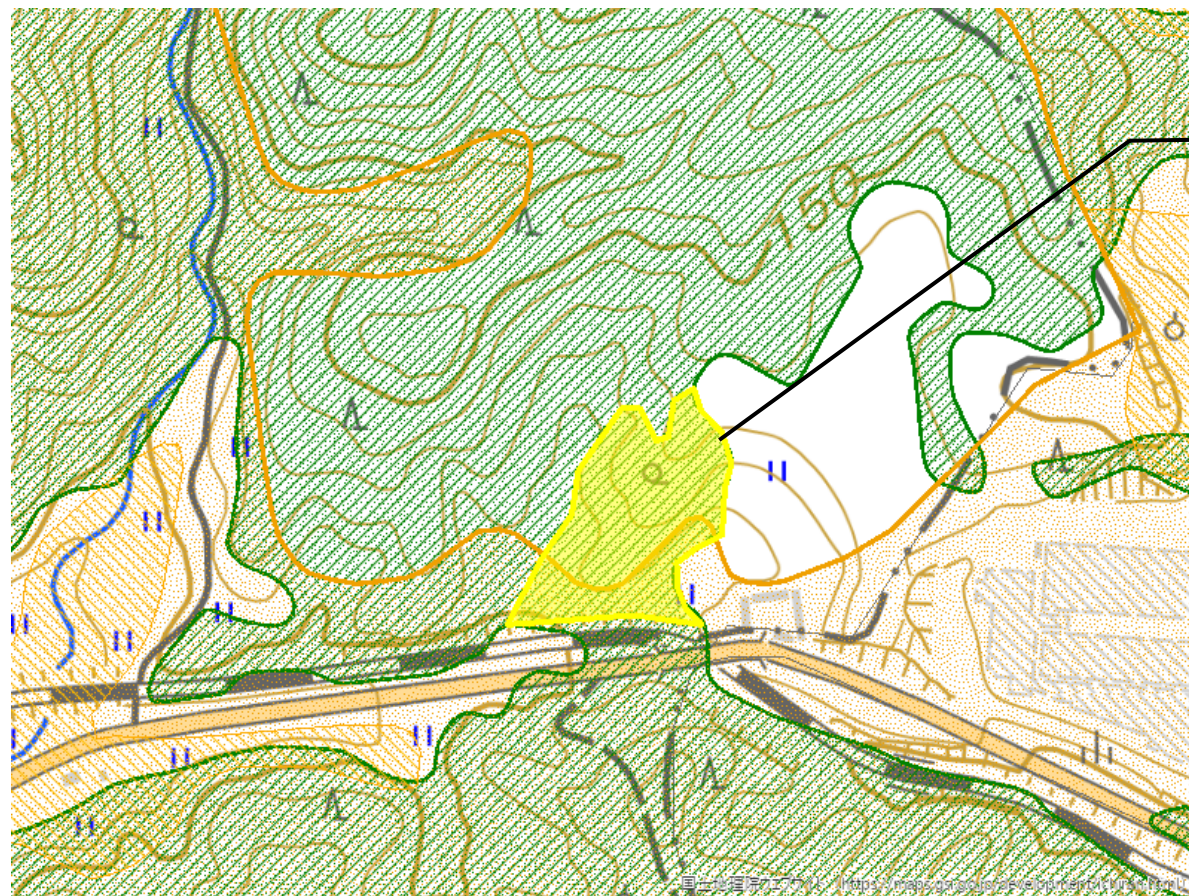
- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- ▨ 市街化区域
- ▨ 市街化調整区域
- ▨ その他の用途地域
- ▨ 農業地域
- ▨ 農用地区域
- ▨ 森林地域
- ▨ 国有林
- ▨ 地域森林計画対象民有林
- ▨ 保安林
- ▨ 自然公園地域
- ▨ 特別地域
- ▨ 特別保護地区
- ▨ 自然保全地域
- ▨ 原生自然環境保全地域
- ▨ 特別地区

図の中心位置：31.640, 131.252（北緯,東経）



1	日南森林地域の縮小	1.4 ha				
	変更前 (ha)	変更後 (ha)	変更理由等	現況		
	農業地域と森林地域	1.4	農業地域	1.4	他用途への転用により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。（畜産施設（鶏舎）用地の造成）	その他

【整理番号 2】 串間森林地域 1（広渡川地域森林計画区） 縮小



※黄色枠線内の森林地域を縮小する

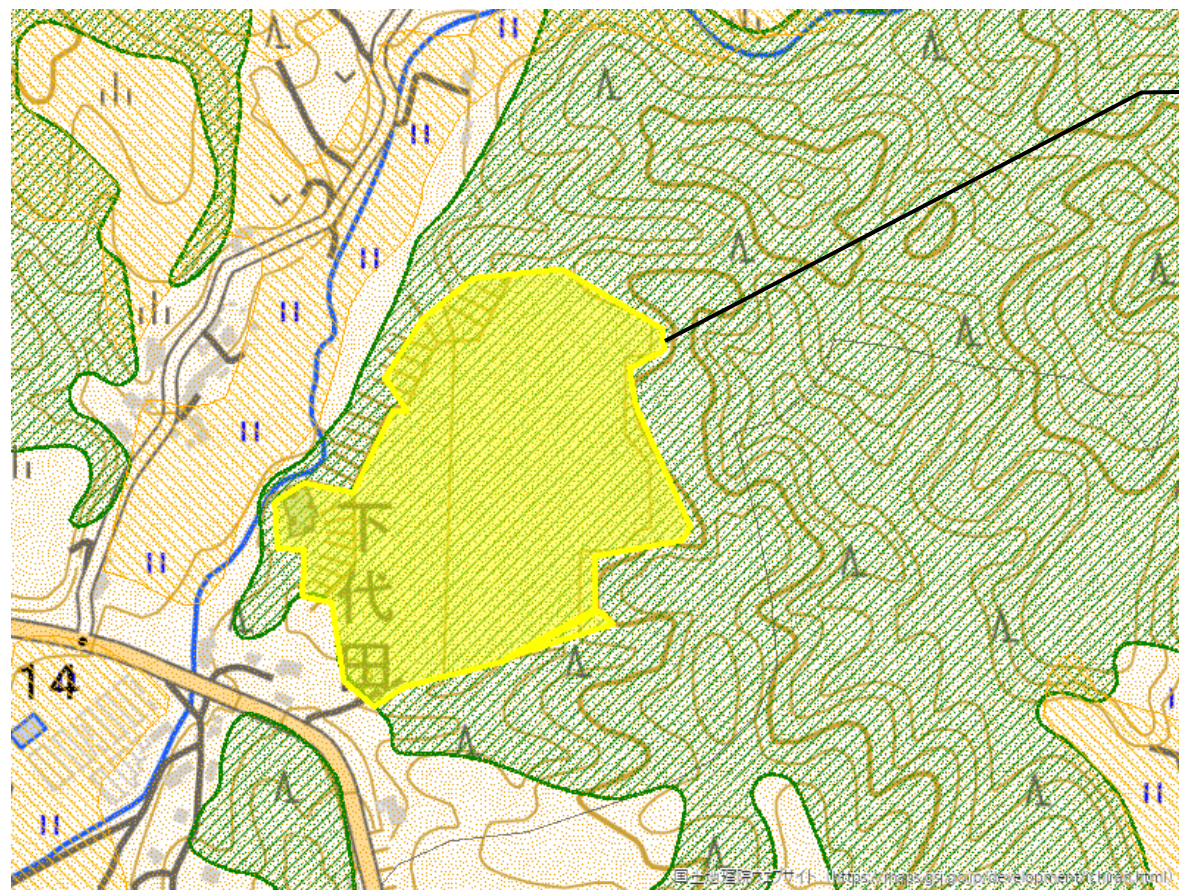
- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区



図の中心位置：31.541, 131.279（北緯,東経）

変更前 (ha)	変更後 (ha)	変更理由等	現況		
2	串間森林地域の縮小	1.8 ha			
農業地域と森林地域	0.5	農業地域	0.5	他用途への転用により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。（原本土場の造成）	その他
森林地域	1.2	白地地域	1.2		

【整理番号3】 串間森林地域2（広渡川地域森林計画区）縮小



※黄色枠線内の森林地域を縮小する

- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区

図の中心位置：31.439, 131.259（北緯,東経）



3	串間森林地域の縮小	6.6 ha			
	変更前 (ha)	変更後 (ha)	変更理由等	現況	
	農業地域と森林地域	農業地域	6.6	他用途への転用により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。（太陽光発電施設の造成）	その他

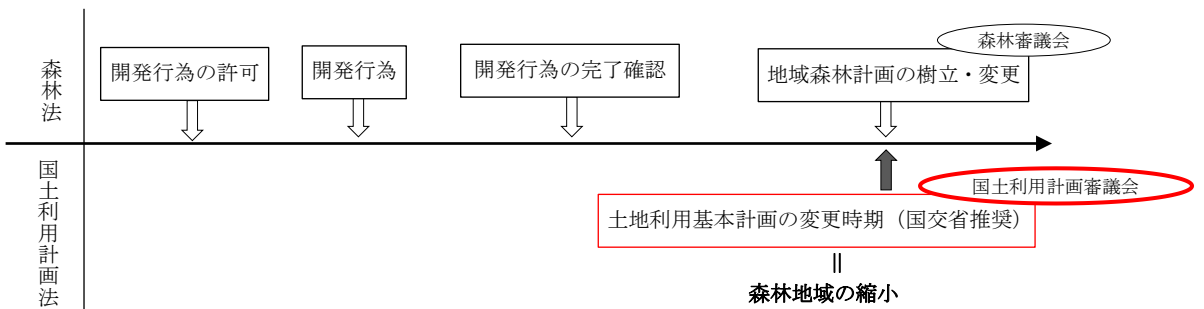
(補足) 「森林地域の縮小案件」に係る取扱いについて

今回審議いただく土地利用基本計画の変更は、いずれも、林地開発に伴う「森林地域の縮小案件」であり、個別規制法である森林法に基づく「地域森林計画の樹立・変更」も併せて行われます。

この場合の取扱いについては、国土交通省事務連絡「個別5法の国等との調整手続と土地利用基本計画の国との調整手続との関係上の留意点」（平成29年10月）において、「開発に伴い（土地利用基本計画の）森林地域を縮小する場合には、地域森林計画の変更が行われる段階で行うことが望ましい」とされています。

本変更案件に係る地域森林計画（広渡川地域森林計画）の変更は令和7年4月を予定しています。

(参考：林地開発許可との関係)



なお、「地域森林計画の変更が行われる段階」とは、上図のとおり、開発行為の完了確認が終了し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断された時点を示します。

したがって、森林地域の縮小案件については、本審議会で審議いただく時点で既に開発行為が完了していることとなります。

(補足) 林地開発許可制度について

○林地開発許可制度

森林法第5条に規定する地域森林計画対象の民有林（保安林や国有林を除く）を1ha以上開発する場合に必要となるもので、森林の働きが損なわれないよう一定の基準を満たした場合に限り、県知事が許可しなければならない制度です。

一時的な土石の採掘や林地以外への転用など、土地の形質を変える行為が対象になります。（太陽光発電設備の設置は0.5ha以上）

許可申請された案件は、県において下記4つの要件について審査を行い、要件を満たしている場合には開発を許可し、森林の開発が行われます。

○審査のポイント

・災害を防ぐ働き

開発によって、周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させる恐れがないこと。

・水害を防ぐ働き

開発によって、計画地の流域内に水害を発生させる恐れがないこと。

・水を育む働き

開発によって、地域の水量・水質などに影響を与え、水の確保に支障を来す恐れがないこと。

・環境を守る働き

開発によって、周辺の環境や景観を悪化させる恐れがないこと。

○林地開発手続きの流れ

一般的な林地開発許可の手続きは、下図のとおりです。

